



- (2) 入札に関し、贈賄等の刑事事件を起こさないこと。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）、又はその役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、もしくは関与していないこと。
- (4) 現場説明会后に、公正な入札を妨げるような事態が生じた場合や公正な入札・契約が損なわれる恐れ、あるいは損なわれた等の事実、もしくは疑いが発覚した場合には、貴法人の調査に協力するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 公正な入札を妨げる行為（例：談合の誘いや入札価格に関する情報提供を他者から申し出された場合など）を受けた場合、もしくは知りえた場合は、速やかに報告すること。

### 3 業者登録情報の利用

提出した情報は、業務上の必要に応じ、貴法人内で共有しても異議を申し立てないこと。

以 上

西暦            年        月        日

(所在地)

(社名)

(代表者役職・氏名)

印